



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(同)…二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(同)…三
 - 海上公園計画の変更の概要……………(港湾局臨海開発部海上公園課)…六
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…一〇
 - 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…一〇

告示

●東京都告示第九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年六月八日

東京都知事 舩添 要一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区高島平二丁目二十六番一、同 平成二十八年五
番二、同番四、二十七番一から同番 月十三日
三まで、二十八番一から同番四まで、
同番六、二十九番一、三十番一、三
十二番一、同番三、三十三番一、同
番二及び同番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年六月八日

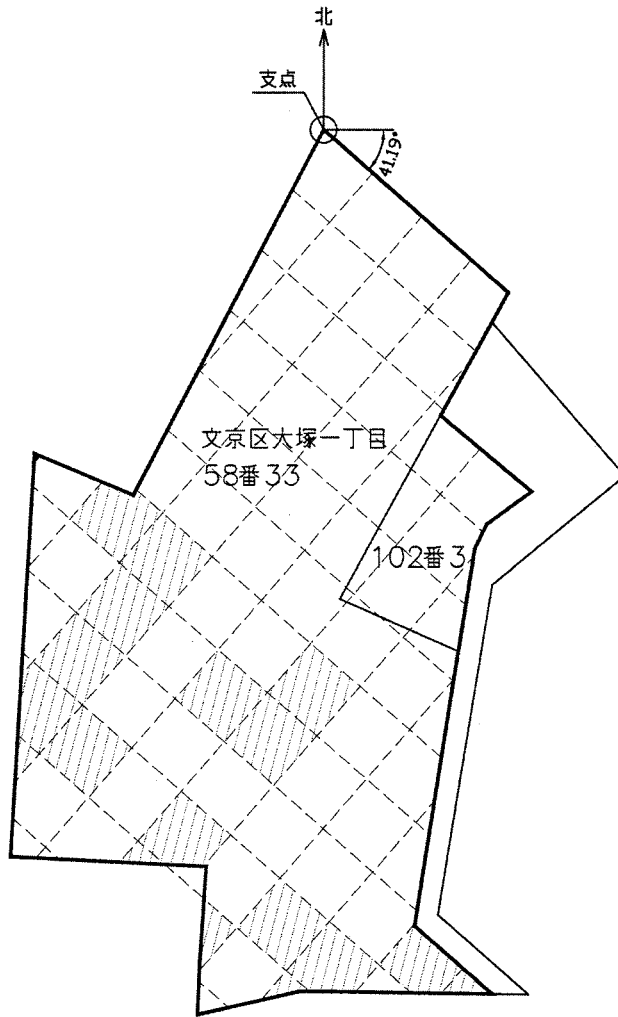
東京都知事 舩添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区大塚一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は文京区大塚一丁目58番33の最北端とする。

【格子の回転角度(41.19°)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区喜多見五丁目地内)

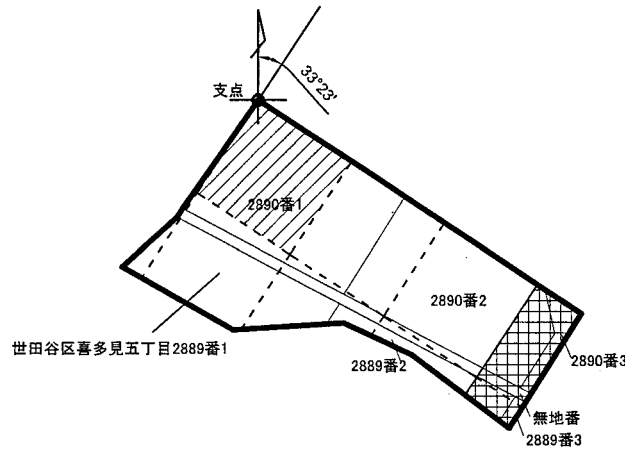
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【凡例】

- - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 今回指定を解除する区域
- : 要措置区域



【支点】

支点は、世田谷区喜多見五丁目2890番1の最北端とする。

【格子の回転角度(33度23分)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三百五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月八日

東京都知事 外 添 要 一

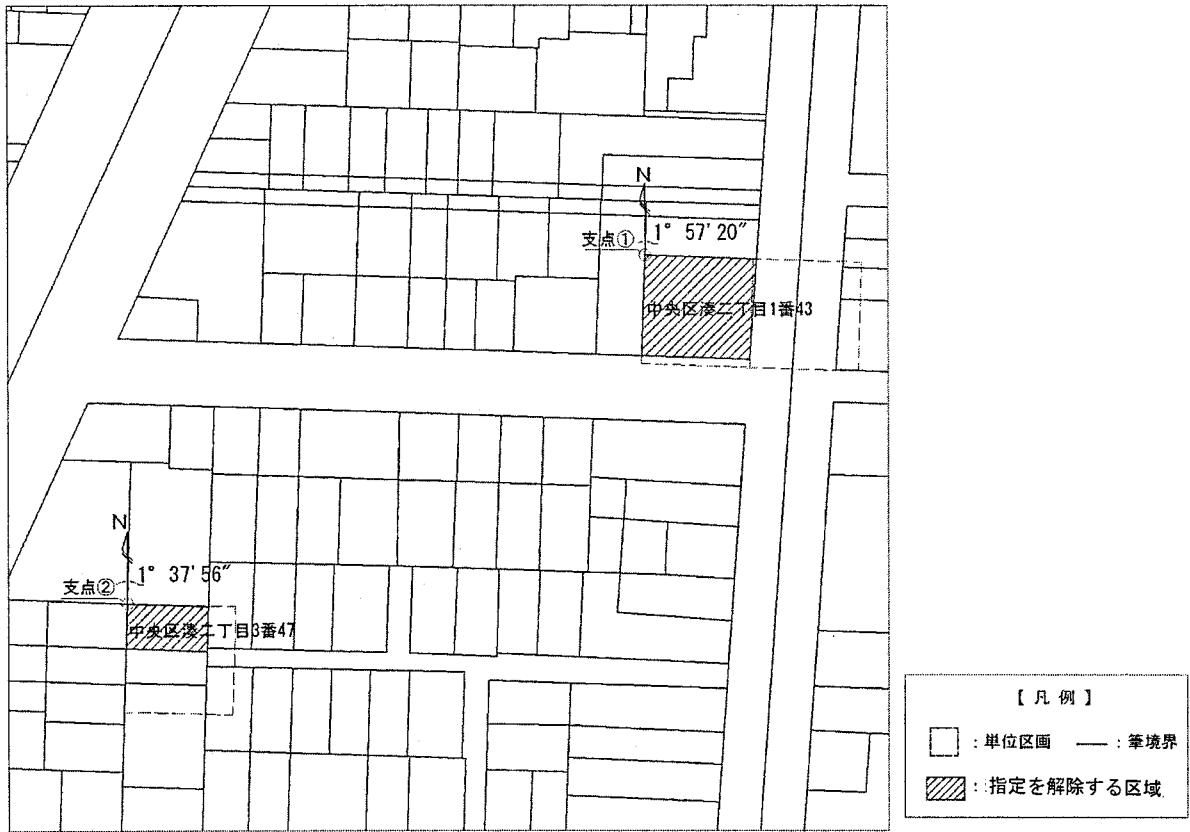
一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区湊二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】

①	支点①は、中央区湊二丁目1番43の最北端とする。
②	支点②は、中央区湊二丁目3番47の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点①	01度57分20秒
支点②	01度37分56秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月八日

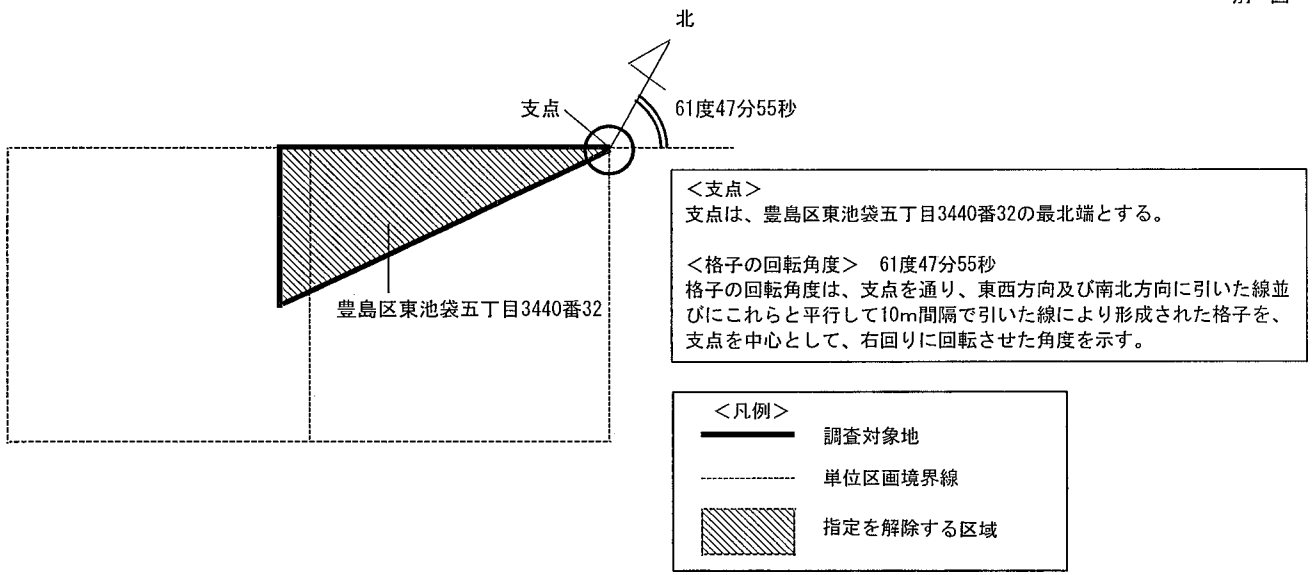
東京都知事 舛添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区東池袋五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第千百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月八日

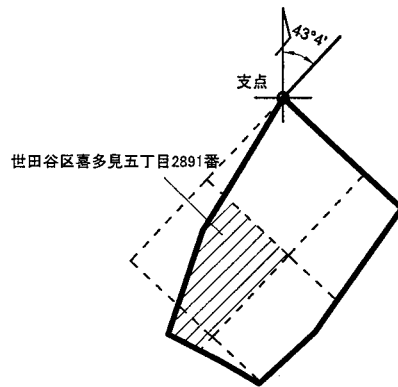
東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区喜多見五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域



【支点】
 支点は、世田谷区喜多見五丁目2891番の最北端とする。

【格子の回転角度(43度4分)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百一号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)

第六条第四項の規定により、東京都海上公園計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十八年六月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 新たに追加する計画

有明北緑道公園計画

(一) 海上公園の種類 緑道公園

(二) 所在地 江東区有明二丁目及び有明二丁目

(三) 区域 別図1のとおり

(四) 面積 二・六ヘクタール(陸域二・二ヘクタール、水域〇・四ヘクタール)

(五) 主な海上公園施設

ア 植栽、芝生などの修景施設

イ 散策路

ウ ベンチなどの休養施設

エ 展望テラスなど海の展望を楽しむ施設

二 区域及び面積を変更する計画

東京港野鳥公園計画

(一) 区域 別図2のとおり

(二) 面積 変更前 二十四・二ヘクタール(陸域二十一・八ヘクタール、水域二・四ヘクタール)

変更後 三十四・三ヘクタール(陸域二十二

・一ヘクタール、水域十二・二ヘクタール)

三 区域、面積及び主な海上公園施設を変更する計画

海の森公園計画

(一) 区域 別図3のとおり

(二) 面積 変更前 八十七・九ヘクタール(陸域八十六

・七ヘクタール、水域一・二ヘクタール)

変更後 百四十九・一ヘクタール(陸域九十

四・六ヘクタール、水域五十四・五ヘクタール)

(三) 主な海上公園施設

変更前

ア 斜面地の防風の森、観察と保全の森や海辺など自然環境の回復、保全のための施設

イ 人々が集い、触れ合う草地や疎林、海辺などレクリエーションのための施設

ウ 樹林地や海浜、観察施設など自然に親しむための教養施設

エ 都民等との協働による緑化のための詰所、苗畑などの管理施設

オ 駐車場などの便益施設
変更後

カ ポート・カヌーの競技場及びこれに付随する施設
アからオまでについては変更前と同じ。

四 廃止する計画

有明北その一緑道公園計画

(一) 海上公園の種類 緑道公園

(二) 所在地 江東区有明二丁目

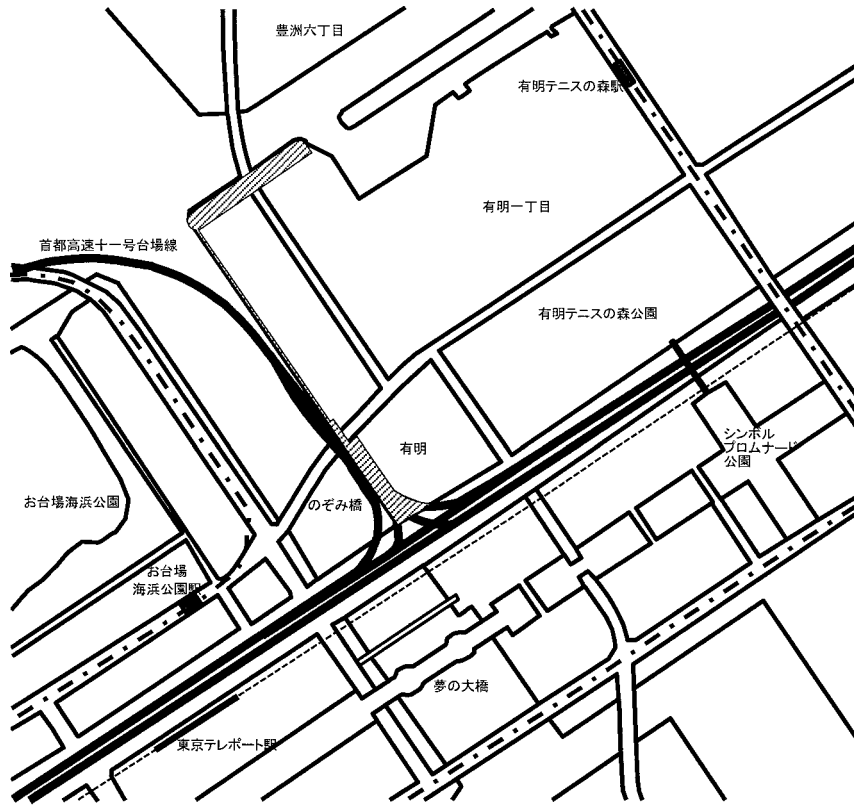
(三) 区域 別図4のとおり


(四) 面積 ○・八ヘクタール

備考 有明北その一緑道公園を廃止し、新たに有明北緑道

公園の一部として一体的に計画する。

別図1 有明北緑道公園

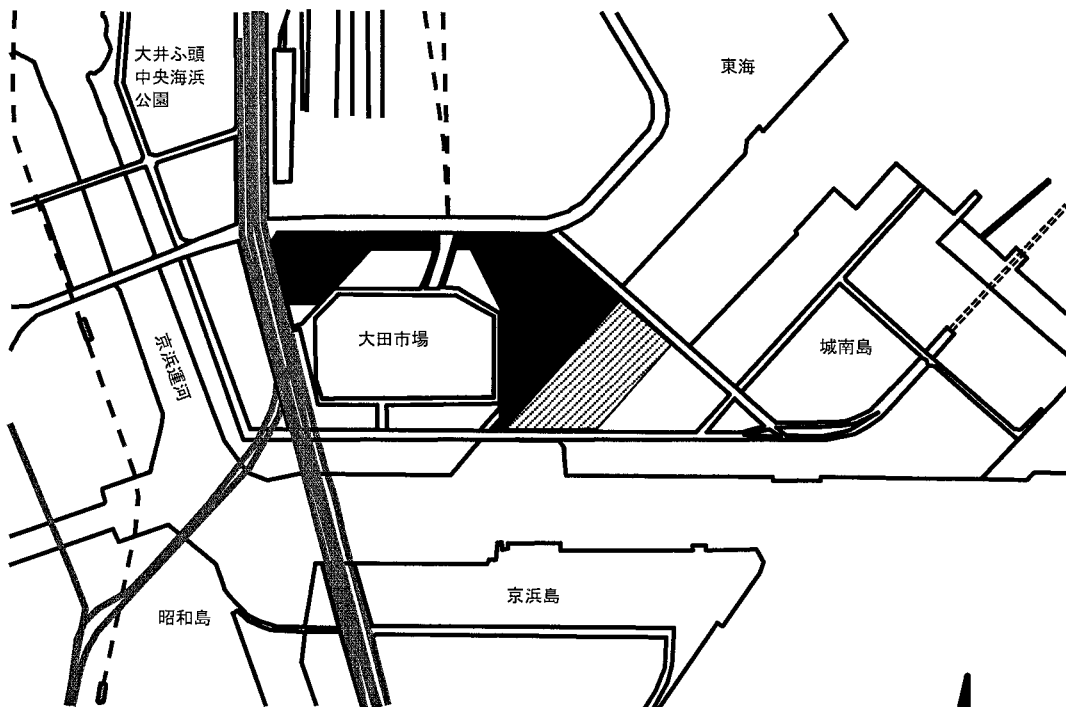


今回計画区域(新規) 


0 100 200 400 m



別図2 東京港野鳥公園



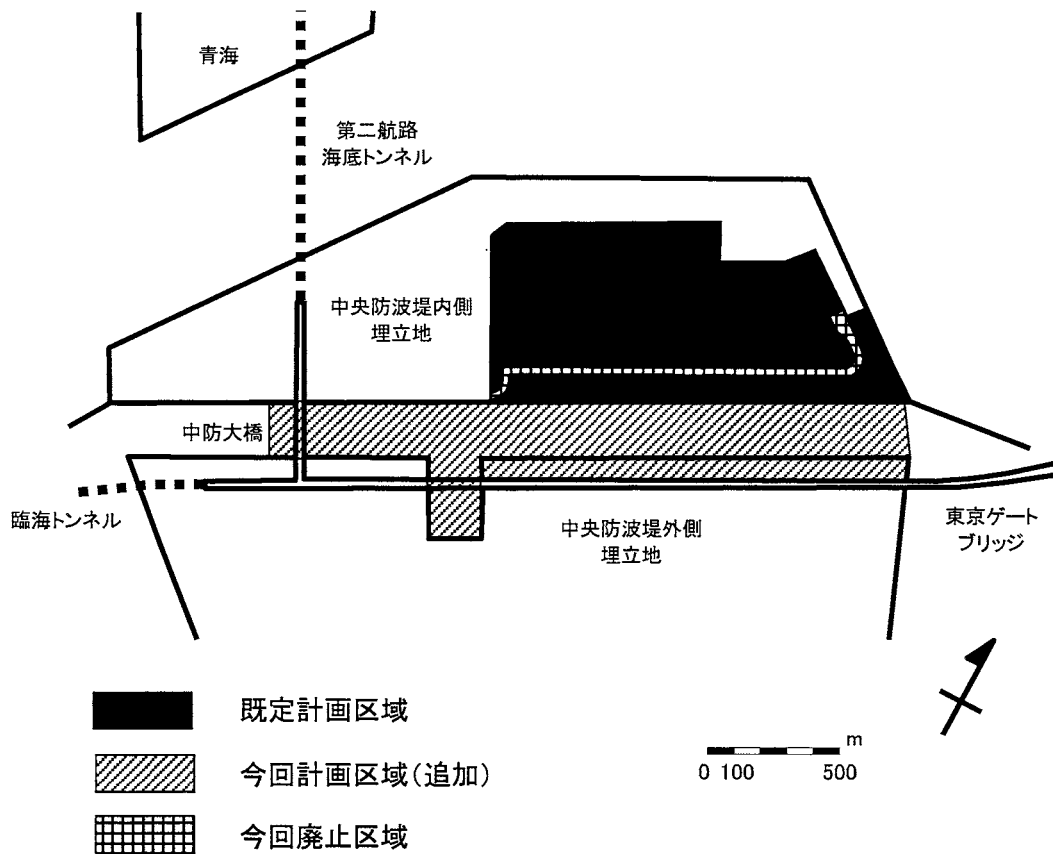
 既定計画区域

 今回計画区域(追加)

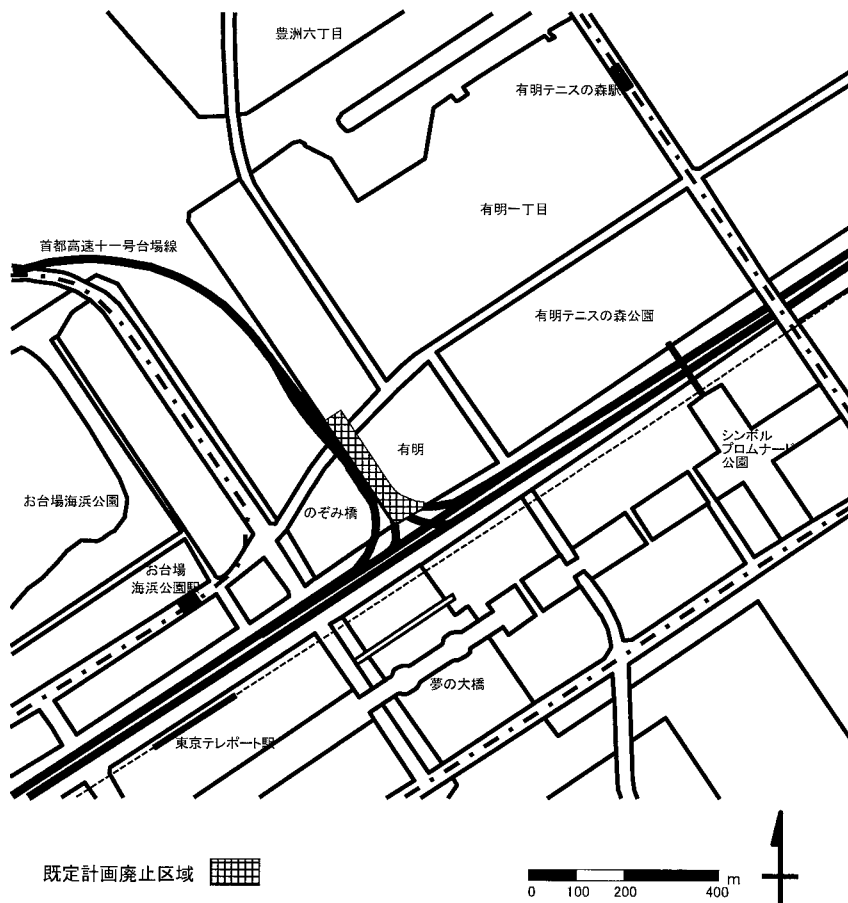
0 100 200 400 m



別図3 海の森公園



別図4 有明北その1緑道公園



公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年六月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人樹恩ネットワーク

二 代表者の氏名

生源寺 眞一

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区和田三丁目三十番二十二号

四 認定の有効期間

平成二十八年五月三十日から平成三十三年五月二十九日まで

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

株式会社いなき屋亀戸店

二 店舗所在地

江東区亀戸五丁目十五番一号

三 設置者名

株式会社いなき屋

四 店舗面積の合計

平成二十七年十二月二十一日

が千平方メートル以下となる日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。